

ネーチャーセンター白鳥の家の指定管理者制度導入について

1. 案件の概要

ネーチャーセンター白鳥の家（白鳥保護監視所含む）（以下「白鳥の家」という。）に指定管理者制度を導入することについて説明するものです。

2. 指定管理者制度を導入する施設の概要

施設名称	ネーチャーセンター白鳥の家	白鳥保護監視所
所在地	中平下長根山 1 番地 133	山崎 2669 番地
開館時間	午前 9 時～午後 5 時	—
休館日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）	—
敷地面積	4,112 m ²	443 m ²
延床面積	388 m ²	38 m ²
築年月	平成 7 年 3 月	平成 15 年 3 月
構造	木造 2 階建て	木造平屋建て

3. 白鳥の家の現状及び課題

白鳥の家は、鳥類の自然観察等を通じ、町民の情操のかん養及び自然保護思想の高揚を図り、もって町民の福祉の増進に資することを目的に、平成 7 年 3 月に間木堤のほとりに設置された観光施設です。

かつては、野鳥観察会、親子バードカービング教室、白鳥フォーラムなどのイベントが開催され、年間を通して来館者がありましたが、ここ数年は、白鳥と野鳥フォトコンテストの写真展示のみであり、来館者数は白鳥が飛来する冬期間がメインで人数も減ってきています。

また、町職員が常駐していないことや、集客につながる事業の実施に至っていないこと等により、施設の持つポテンシャルを十分に発揮できていないと考えられます。

【白鳥の家の利用状況】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開館日数	307 日	309 日	307 日
入館者数	2,895 人	3,260 人	2,928 人

4. 指定管理者制度導入による効果

（1）白鳥の家の機能増進

① 白鳥の家及び下田公園周辺でのイベント運営

下田公園の豊富な植生を活用した自然観察や環境学習、間木堤・山崎堤に飛来する白鳥や野鳥をテーマにした白鳥と野鳥フォトコンテスト、下田公園一帯を活用した森の感謝祭を開催することで、冬期間のみならず年間を通しての観光客の入り込みが期待できます。

② 特産品販売やカフェ等による物販

行政主導では実施困難な物販が可能となり、町特産品のPR、カフェ等による観光客滞在が見込まれ、新たな特産品や名物メニューの開発が期待されます。

③ 観光案内所機能を持たせた施設運営

現行の施設設置目的に加え、下田公園周辺や将来的には町全域の観光案内ができる機能を持たせた施設とすることにより、町の魅力をPRすることができます。

④ 地域経済の活性化

青森県観光戦略（2024年～2028年）において、「観光で稼ぐ」地域づくりを進めることが重要との考え方が示されています。白鳥の家に観光客が増加することにより、地域経済の活性化が期待できます。

（２）経費の節減・町業務の軽減

白鳥の家の管理・運営及び白鳥愛護活動に係る令和6年度の決算見込み額は、約13,000千円となりました。指定管理者制度導入となった場合の全体経費は、これまで町職員が担ってきた業務を指定管理業務に移行できることになるため、人件費に相当するコストが減となると見込んでいます。

ただし、指定管理者側で自主事業（物販・カフェ、観光案内、イベント等）を実施することとなった場合、必要に応じて施設・設備の設置・改修が必要になるものと想定しています。

（単位：千円）

	R6年度決算	R7年度予算	R8年度	R9年度	R10年度
歳出合計	13,058	12,778	9,586	10,016	10,017
歳入合計	1,503	584	500	500	500
差し引き	11,555	12,194	9,086	9,516	9,517

これまで述べた理由により、民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化するニーズに効果的・効率的に対応し、当施設の持つポテンシャルを活かすことで、観光施設としての機能を高めることができること、また、経費の節減や町業務の軽減が見込まれることから、指定管理者制度を導入するものであります。

5. 指定管理者の選定について

（１）選定方法

公募の方法によらず、一般社団法人おいらせ町観光物産協会（以下「協会」という。）を候補者に選定します。（根拠法令：おいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条）

ただし、候補者選定にあたっては、プロポーザル審査委員会において、次に掲げる選定の基準及び選定要項に照らし総合的に審査します。

- ①利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- ②施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ③施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること

- ④施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること
- ⑤その他町長が別に定める事項

(2) 非公募とする理由

当町において白鳥の存在は極めて重要です。協会の白鳥愛護活動に対する関わりは深くて長いものがあります。

白鳥愛護活動等は、地元をよく知る者による地元に着した運営が求められます。また、指定管理者制度導入を契機に、観光施設である白鳥の家と下田公園周辺を中心として、観光客の増加を図るためには、白鳥の家の持つポテンシャルとそれを引き出すためのアプローチがかみ合うことが必要であると考えます。

指定管理者制度の目的に沿い、かつ今後も安定した行政サービスの向上と施設の管理運営、町の「稼ぐ観光」振興を実現するためには、ノウハウを持つ協会が適していると判断するものです。

そう判断する理由は、次のとおりです。

① 白鳥の家の設置目的等

ア. 当町の白鳥愛護活動は、昭和 39 年頃に故類家一郎氏が私費を投じて餌付けを行い、飛来数が増加したことに始まります。

イ. それ以来、白鳥は、町民の統合・融和の象徴として町の鳥に制定されているだけでなく、白鳥の飛来という観光資源と下田公園の豊かな自然環境を活用した地域づくりの促進に重要な存在です。

ウ. 白鳥の家は平成 7 年 3 月に、白鳥が飛来する間木堤周辺に整備され、鳥類の自然観察等を通じて町民の情操のかん養及び自然保護思想の高揚を図るとともに、町民の福祉の増進に資することを目的としています。

エ. 白鳥の家は、白鳥や野鳥観察等に最適な場所に立地しており、観光施設としての機能が高い施設です。

② 白鳥愛護活動と協会との関係

ア. 協会における白鳥の家を主会場にした事業としては、ふれあい白鳥デー、白鳥と野鳥フォトコンテスト等の開催のほか、施設周辺の環境整備や間木堤のマコモ植栽等、白鳥愛護活動を積極的に実施してきました。

イ. 歴代の白鳥保護監視員は協会が委嘱しており、現在は 4 代目に引き継がれています。

③ 協会のノウハウを活かした「稼ぐ観光」の推進

ア. 協会は、町の地域資源を最大限に活用し、観光・物産の振興と地域文化の発展向上、地域経済の活性化に寄与することを目的に、観光資源の保護、観光客の誘致、観光施設の充実改善、各種観光施設の運営等を行っています。

イ. 各種事業実績のある協会は、観光振興事業のノウハウを有し、施設の運営においても効果的なアプローチが可能となると考えられます。

ウ. 協会は、町商工会、地元企業、自然・文化団体等、地元の多種多様な会員によって組織されており、当該施設の目的である地域に根ざした運営が期待できます。また、会員相互のネットワークを活用して、多彩なイベントの企画・運営や物販、商品開発等などが可能となり、地域経済の活性化（「稼ぐ観光」）が期待できます。

6. 指定期間

3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）

7. 指定管理料上限額

28,119千円（※根拠資料は、別紙「指定管理費年額積算書」参照）

▽内 訳

年度	年額	備考
令和8年度	9,086千円	
令和9年度	9,516千円	人件費3%、その他の経費概ね2%増
令和10年度	9,517千円	人件費3%、その他の経費概ね2%増

※9月定例会において債務負担行為を設定します。

8. 指定管理者が行う業務

（1）指定管理業務

- ①白鳥の家の維持管理に関する業務
- ②施設の利用許可に関する業務
- ③施設、設備の修繕に関する業務
- ④備品の購入、管理に関する業務
- ⑤白鳥愛護活動に関する業務
- ⑥その他、施設の運営に関する業務

（2）自主事業業務

- ①施設の設置目的を効果的に達成するための自主事業業務（町の承認が必要）

（3）付帯業務

- ①遺失物、拾得物の取扱い業務

9. これまでの経過と今後のスケジュール（案）

令和7年 2月17日	政策会議
3月3日	定例庁議
5月19日	議員全員協議会説明
6月10日	6月定例会：プロポーザル審査委員会委員報酬等補正
8月20日	常任委員会説明
8月28日	プロポーザル審査委員会①（組織会等）
9月中旬	9月定例会：債務負担行為設定
9月12日 ～24日	選定要項に対する質問受付
～9月30日	質問への回答
10月1日 ～15日	事業者より申請書・事業計画書の受付

10月29日 【予定】	プロポーザル審査委員会②（事業計画書の審査等）
10月31日	指定管理者候補者の決定
11月中旬	議員全員協議会に指定管理者候補者の結果報告
12月上旬	12月定例会：指定管理者指定の議決
12月中旬	指定処分の告示、ホームページ等での公表
令和8年 1月～	管理運営の準備 （事業計画や協定記載事項の協議、管理運営に向けた引継ぎ）
3月上旬	3月定例会：指定管理料議決（R8当初予算）
4月1日	指定管理者による管理運営開始（基本協定、年度協定締結）